

---

---

# 温 知 会 会 則

平成 8 年 1 月 21 日改正

平成 10 年 1 月 15 日一部修正

平成 11 年 11 月 14 日一部修正

平成 13 年 1 月 21 日一部改正

平成 20 年 1 月 21 日一部改正

平成 29 年 1 月 29 日一部改正

平成 31 年 1 月 27 日一部改正

令和 3 年 2 月 21 日一部改正

令和 4 年 2 月 6 日一部改正

令和 5 年 1 月 15 日一部改正

令和 6 年 1 月 21 日一部改正

## 第 1 章 総 則

### 名 称

第 1 条 本会は、京都大学医学部婦人科学産科学教室、京都大学大学院医学研究科器官外科学講座婦人科学産科学分野（以下教室と略記）の同窓会であり、温知会と称する。

### 本部および支部

第 2 条 本会は本部（事務所）を教室に置き、適宜地区に支部を置く。

### 目 的

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と向上ならびに教室の発展を図ることを目的とする。

### 事 業

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会および各種学術ならびに懇親事業
- (2) 会報、会員名簿等の発行
- (3) 会員に対する褒賞
- (4) その他、理事会および総会で承認された事業

## 第 2 章 会 員

### 会 員

第 5 条 本会会員は教室に在籍していた者および在籍している者とする。

2. なお、本会と密接な関係を有する者で、支部長の推薦を受け、会長の承認を得た者を会員とすることができる。
3. 本会に名誉会長、名誉理事長、名誉会員、および功労会員を置くことができる。
4. 名誉会長、名誉理事長、名誉会員および功労会員は理事会が推薦し、総会の承認を経るものとする。

---

---

## 入 会

第6条 教室に入局する者は、所定の入会申込書を会長宛に提出し、その年度の会費を納め、本会に入会する。

2. 推薦により入会しようとする者は、支部長の推薦状を添えて所定の入会申込書を会長宛に提出し、会長の承認を得たのち、その年度の会費を納入するものとする。

## 会 費

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

会費年額8,000円

但し、年齢満77歳以上の会員および長期療養その他妥当な理由から理事会の承認を得た会員は会費を免除する。

## 退 会

第8条 退会しようとする会員は所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2. 5年以上消息不明もしくは5年以上年会費未納の者は、理事会の承認を受け、退会とすることができる。

## 除 名

第9条 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員については、理事会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

## 第3章 役 員

### 役 員

第10条 本会に次の役員を置く。

会長1名、理事長1名、副理事長、理事若干名、監事2名

2. 会長は現職の教室教授とする。なお、教授不在期間は前任の教授とする。
3. 理事長は理事会で選出する。
4. 副理事長は理事の中から理事長が候補者を推薦し、理事会の承認を得て決定する。
5. 理事は支部長、本会会員で大学教授の任にある者および大学教授経験者、会長または支部長の推薦する若干名を候補とし、総会において選出する。
6. 監事は総会で選出する。

### 役員の仕事

第11条 会長は本会を代表する。

2. 理事長は会長を補佐するとともに、本会の会務を総理する。会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、理事長に事故のあるときは、その職務を代行する。
4. 理事は理事会を組織して、総会に付議すべき重要議案を審議し、その他会務の執行に関する事項を審議、決定する。総会に付議すべき事項は別に定める。
5. 監事は本会ならびに本会の行うすべての事業を監査する。

### 役員の仕事

第12条 会長の任期は教授在職期間とする。役員の仕事は3年とし、重任を妨げない。

---

---

---

---

## 第4章 会 議

### 総 会

- 第13条 総会は毎年2回会長がこれを招集する。2回のうち1回は京都で、他の1回は日本産科婦人科学会総会開催地でこれを開く。
2. 総会では次の事項を報告・付議する。
    - (1) 会員の異動・役員を選出
    - (2) 組織の変更
    - (3) 前年度決算および前年度事業報告
    - (4) 今年度予算および今年度事業計画
    - (5) 会則および会費の変更
    - (6) その他本会の運営に関する重要事項
  3. 総会の議長は会長がこれを指名する。
  4. 総会の議事は出席者の過半数をもって決するものとする。
  5. 日本産科婦人科学会総会開催地で開く総会では議事を省くことができる。
  6. 会長は必要と認めた場合、臨時に総会を招集することができる。

### 理事会

- 第14条 理事会は通常年1回、京都で開催の総会に先立って理事長がこれを招集する。  
理事会の議長は理事長がつとめる。  
理事会は第11条第4項に定める会務を行う。  
理事会の議決事項はこれを総会に報告し、承認を得るものとする。

### 運営企画会議

- 第15条 運営企画会議は通常年1回、理事長がこれを招集する。  
運営企画会議の議長は理事長がつとめる。  
運営企画会議の運営内規は別に定める。

### 臨時役員会

- 第16条 会長あるいは理事長は必要な場合、臨時に役員会を招集することができる。また、書面をもって役員の見解を聞くことができる。

### 委員会

- 第17条 本会は必要と認めた場合、理事会の承認を得て、各種委員会を設置することができる。

## 第5章 会報、会員名簿等の発行

### 会報、会員名簿等の発行

- 第18条 会報、会員名簿は毎年1回発行する。必要と認められる場合には、臨時に「ニュース」等が発行することができる。

---

---

## 第6章 褒 賞

### 褒 賞

第19条 本会は会員に対する褒賞として、次の2つの賞を設ける。

- (1) 温知会栄誉賞
- (2) 温知会学術奨励賞

## 第7章 資産および会計

### 資 産

第20条 本会の資産、会費ならびに寄付金、およびその利息をもって構成する。

### 資産の管理

第21条 本会の資産は理事長が管理する。

### 経費の支弁

第22条 本会の経費は資産をもって支弁する。

### 収支予算

第23条 本会の収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議を経て決定する。

### 収支決算

第24条 本会の収支決算は理事長が作成し、会計監事の監査を経て、理事会および総会の承認を得なければならぬ。

### 会計年度

第25条 本会の会計年度は1月1日からその年の12月31日までとする。

## 第8章 会則の変更

### 会則の変更

第26条 本会則は理事会で審議し、総会の承認を得て変更することができる。

## 〈附 則〉

### 第1章 支部および支部長

#### 支部の設置

- 第1条
1. 支部は各都道府県または複数の都道府県からなる地区に置くものとし、支部を構成する会員の互選により支部長を選任する。
  2. 支部の構成員は、温知会会員で当該地区内の関係病院等に勤務するもの、または居住するものとする。ただし、関係病院退職後は、所属支部として元勤務地か居住地のいずれかを選択できる。

#### 支部長の権限

- 第2条
1. 支部長は適任と認める会員があれば、別に定めるところにより、これを本会の理事候補者として推薦することができる。
  2. 支部長は本会に入会を希望する者があれば、これを会長に推薦することができる。

---

---

### 支部の呼称

第3条 各支部はそれぞれの事情により「温知会に地区名を冠した呼称」を用いても差し支えないものとする。

## 第2章 会 員

### 会費免除会員と会費免除の手続き

第4条 会則第7条の但書にいう年齢満77歳とは、その前年末までに満77歳に達した者をいう。

2. その他の理由により会費の免除を受けようとする会員は、理由を具して会長に申し出なければならない。

### 名誉会長の推薦

第5条 名誉会長は退任した会長に贈られる称号で、理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

### 名誉理事長の推薦

第6条 名誉理事長は退任した理事長に贈られる称号で、6年以上その任にあり、かつ本会に多大の貢献があったと認められる場合に理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

### 名誉会員の推薦

第7条 名誉会員は本会に多大の貢献があった会員に贈られる称号で、理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

### 功労会員の推薦

第8条 功労会員は退任した役員に贈られる称号で、通算10年以上その任にあり（旧会則による理事・参与・常任理事・会計監事および幹事の期間も通算する）、本会に貢献した場合に理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

### 名誉会長、名誉理事長、名誉会員および功労会員の処遇

第9条 名誉会長、名誉理事長、名誉会員および功労会員の称号は終身称号であり、贈呈に際しては、本会から感謝状ならびに記念品を贈る。

2. 名誉会長、名誉理事長、名誉会員および功労会員は理事会に出席して発言することができる。
3. 名誉会長および名誉理事長は運営企画会議に出席して発言することができる。

## 第3章 役 員

### 支部選出理事候補者の手続き

第10条 役員改選に際し、各支部長は次期支部長の氏名をその前年10月末までに本部宛に通知しなければならない。

2. 同じく自支部から理事候補者として推薦しようとする会員がいれば、その氏名を前年10月末までに本部宛に通知しなければならない。

### 監事の候補者

第11条 監事の候補者は、総会において特に推薦または申し出のない限り、会長が指名して、総会の承認を得るものとする。

---

---

## 第4章 会 議

### 理事会への参加者

第12条 会長および監事は支障のない限り理事会に出席するものとする。

2. 名誉会長・名誉理事長・名誉会員および功労会員は理事会に出席することができる。

### 運営企画会議への参加者

第13条 会長は支障のない限り、運営企画会議に出席するものとする。

2. 必要と認めた場合、理事長は運営企画会議構成員以外の者の出席を求めることができる。
3. 名誉会長・名誉理事長および監事は運営企画会議に出席することができる。

### 緊急議題の処理

第14条 理事会を招集し、これに付議するいとまのない緊急な議題に関しては、運営企画会議および通信理事会の議決をもって理事会の議決に代えることができる。

### 委員会

第15条 委員会委員は、その目的、事業の内容により会長、理事長あるいは両者協議のうえ決定し、そのいずれかより委嘱する。委員長は原則として委員の互選による。

## 第5章 事 業

### 会則第4条第4項による事業

第16条 会則4条第4項に属する事業として以下を行う。

- ① 会員のための学術研修ならびに懇親事業
- ② 会員の研究助成
- ③ 会員の主宰する学会後援
- ④ 教室の行う新入局者募集活動等への援助
- ⑤ 教室員を対象とする生活援助
- ⑥ 教室と本会会員による共同研究
- ⑦ その他教室ならびに本会の発展と人材の育成に対する支援

これらの事業はそれぞれ次の規定に準拠して行うものとする。

### 会員のための学術研修ならびに懇親事業

第17条 本会は年1回会員を対象とする学術研修会ならびに懇親事業を開催する。

2. 研修会は毎年7月ないしは8月の適切な日に開催し、「温知会サマークリニカルフォーラム」と呼称する。
  3. 研修会の企画および運営は別に定める学術委員会運営内規による。
  4. 研修会の経費は受講者の参加費および協賛金で賄うが、必要な場合は温知会学術振興基金から補助するものとする。
  5. 上記研修会とは別に、温知会研修委員会を組織し、「温知会研修レクチャーシリーズ」と称する教育研修プログラムを、年に数回、原則としてインターネットを通じて行う。
  6. 本教育研修プログラムの企画および運営は、別に定める研修委員会の運営内規による。
- 
-

### 研究の助成

第18条 本会は教室を中心に、会員の行う研究の助成に努める。

2. 京都大学婦人科学産科学教室温知会臨床研究会において選考・採択された臨床研究は本助成対象とする。
3. そのための資金は会員および温知会基金、温知会学術振興基金、あるいは公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金（以下「公益信託」と略記）より支出する。

### 学会の後援

第19条 本会は理事会および総会が適当と認めた場合、教室をはじめ会員が主宰する学会の後援を行うことができる。

2. 後援は資金援助をもってするものとし、温知会学術振興基金が行う会員からの募金をもってこれに充てる。

### 教室の行う新入局者募集活動等への援助および教室員への生活援助

第20条 本会は新入局者募集等教室の行う活動に対し資金援助を行う。また必要と認めた場合、新入局者に対し奨学金の形で生活を援助することができる。

2. これらの事業は趣旨に賛同する会員からの募金によって運営する。
3. 本会はこの事業を行うため「教室を励ます会」を組織する。
4. 事業の企画運営は別に定める運営要項によるものとする。

### 教室と本会会員による共同研究

第21条 本会は教室と本会会員の共同研究を行うために「京都大学婦人科学産科学教室温知会臨床研究会」を組織する。

2. 研究会の活動資金は、会員、温知会学術振興基金あるいは公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金より支出する。
3. 事業の企画運営は別に定める会則および運営内規によるものとする。

## 第6章 基 金

### 公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金

第22条 産婦人科医学研究者を育成するために公益信託温知会産婦人科医学研究者育成基金（以下公益信託）を設ける。

2. 公益信託の管理・運営は別に定める信託契約書に基づいて行う。

### 温知会基金

第23条 教室ならびに本会の発展と人材の育成を資金面から支援するための基金を温知会内に設ける。

2. 温知会基金は教室ならびに温知会が特別に行う事業等で理事会の議を経て総会で承認を受けたものに対して経費を拠出することができる。
3. 温知会基金は別に定める規定によって管理・運営する。

### 温知会学術振興基金

第24条 会員の学術研修を資金面から支援するために温知会内に温知会学術振興基金を設ける。

2. 温知会学術振興基金は、学会後援のほか、学術委員会が企画し理事会の議を経て総会の承認を受けたものに対して経費を拠出することができる。

- 
- 
3. 温知会学術振興基金は別に定める規定によって管理・運営する。

## 第7章 褒 賞

### 温知会栄誉賞

第25条 温知会栄誉賞は本会对する功労が顕著であった会員に贈呈される賞である。

2. 受賞者は理事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
3. 温知会栄誉賞に要する費用は原則として温知会一般会計から支出する。

### 温知会学術奨励賞

第26条 温知会学術奨励賞は関係病院等に勤務する会員の学術奨励の目的で設けられた賞であって、その発表した優秀論文に対してこれを贈る。

2. 受賞論文は別に定めるところによって選考し、表彰状および金一封を贈呈する。
3. 温知会学術奨励賞に要する費用は温知会学術振興基金または「公益信託」から支出する。

## 第8章 附則の変更

### 附則の変更

第27条 本附則は理事会の承認を得て変更することができる。

※ 「温知会基金規定」と「温知会学術振興基金規定」は105号のままです。